

青森県報

第二千三百十七号

平成十六年
四月二十一日
(水曜日)

目次

告 示

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退……………	(保健衛生課) …… 一
結核予防法による医療機関の指定……………	(同) …… 一
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定の取消し	(高齢福祉課) …… 二
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し	(同) …… 二
保育士試験の実施に関する事務を行う者の指定……………	(こどもみらい課) …… 二
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………	(団体経営課) …… 二
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………	(改納課) …… 三
公 告	
大規模小売店舗の変更の届出……………	(経営振興課) …… 三
土地改良区の定款変更の認可……………	(農村整備課) …… 四
都市計画の変更案の縦覧……………	(都市計画課) …… 四
右 同……………	(同) …… 四
出先機関	
土地改良事業計画変更協議の適当の決定……………	(三戸地方農林水産事務所) …… 五
土地改良事業の工事の完了……………	(北地方農林水産事務所) …… 五
道路の位置の指定……………	(弘前県土整備事務所) …… 五
公安委員会	
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(会計課) …… 六

右 同…………… (同) …… 六

雑 報

都市計画対象事業に係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催…………… (都市計画課) …… 六

告 示

青森県告示第二百九十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 日
医療法人清心会外科 種市病院	八戸市小中野一丁目三の二一	平成十六年三月三十一日

青森県告示第二百九十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十六年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

種市外科	名称	所 在 地	指定年月日
	八戸市小中野一丁目三の二		平成一六・四・一

青森県告示第二百九十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消したので、同法第七十八条第三号の規定により公示する。

平成十六年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	取消年月日
株式会社南武ビルド		北海道札幌市豊平区豊平三條二丁目一の一四八	訪問看護	老人訪問看護ステーション「いま」	平成一六・三・二九
				青森市大字石江岡部一五五の二九	

青森県告示第二百号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十四条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者に係る第四十六条第一項の指定を取り消したので、同法第八十五条第三号の規定により公示する。

平成十六年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所	取消年月日

株式会社南武ビルド	北海道札幌市豊平区豊平三條二丁目一の一四八	老人訪問看護ステーション「いま」	青森市大字石江岡部一五五の二九	平成一六・三・二九
-----------	-----------------------	------------------	-----------------	-----------

青森県告示第三百一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の九第一項の規定により、次のとおり保育士試験の実施に関する事務を行う者を指定したので、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十五条第一号の規定により公示する。

平成十六年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名称
社団法人全国保育士養成協議会
- 二 主たる事務所の所在地
東京都千代田区富士見二丁目二の三三東京ルーテルセンタービル二〇三号
- 三 指定年月日
平成十六年四月十二日

青森県告示第三百二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成十六年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡佐井村大字長後字牛滝一六船越 誠	佐井村第一区	小型定置漁業及び小型定置

下北郡佐井村大字長後字牛滝五の一 竹内 英輝		漁業と底建網 漁業を併せ営 む漁業
下北郡佐井村大字長後字沼の平四六 田中 徳康	佐井村第二区 域	小型定置漁業 及び小型定置 漁業と底建網 漁業を併せ営 む漁業
下北郡脇野沢村大字脇野沢字九艘泊七四 櫛引 理三郎	脇野沢村区域	底建網漁業及 び小型定置漁 業と底建網漁 業を併せ営む 漁業
下北郡脇野沢村大字脇野沢字蛸田二二三 杉本 光弘		漁業

青森県告示第百三十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十六年三月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十六年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名
八戸市内丸三丁目五の七
田名部 登美

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW青森

青森市大字大野字前田九〇の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コジマ

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一の八

代表取締役 児島章利

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コジマ

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一の八

代表取締役 児島章利

四 変更しようとする事項

区 分	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日
	閉店時刻	午後八時	閉店時刻	午後九時	
大規模小売店舗の施設 の運用方法及び営業時間 に関する事項	閉店時刻 午後八時	午後九時三十分から 午後八時三十分まで	閉店時刻 午後九時	午後九時三十分から 午後八時三十分まで	平成 一六・四・九

五 届出年月日

平成十六年四月八日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十六年四月二十一日から同年八月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年八月二十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、天間林土地改良区の定款の変更を平成十六年四月十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、六戸都市計画道路に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第七十条第一項の規定により公告し、次のとおり六戸都市計画道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、平成十六年六月四日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十六年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

六戸都市計画道路に関する都市計画（一・三・一号下田六戸線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

上北郡下田町字上久保、字古間木山、六戸町大字犬落瀬字堀切沢、字柳沢、字根古橋、字四木、字下淋代、字上淋代、字内山、字木越の各一部

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、六戸町企画財政課、下田町建設課

四 縦覧期間

平成十六年四月二十一日から同年五月二十一日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、上北都市計画道路に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第七十条第一項の規定により公告し、次のとおり上北都市計画道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、平成十六年六月四日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十六年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

上北都市計画道路に関する都市計画（一・三・一号上北天間林線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

上北郡上北町大字大浦字大沢、字南家ノ裏、字南平、字東道ノ上、字下砂土路、字山ノ外、字中久根、字外久根、字下モ平、字境ノ沢、字揚津ノ下、字下田、字中渡、大字上野字大長根、字手長、十和田市大字大沢田字小下内、字大開、上北郡天間林村大字榎林字沼尻、字中田、大字附田字附田向、字附田向川目、字附田川目、大字野崎字揚地北、字樋場、大字天間館字根間手、字家ノ前、字寺沢前、字皂、字舟場向川久保、字猪ノ鼻、字卒古沢、字後平の各一部

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、十和田市建設部都市整備建築課、上北町企画課、天間林村企画室

四 縦覧期間

平成十六年四月二十一日から同年五月二十一日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

出 先 機 関

土地改良事業計画変更協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、南郷村に係る鳩田地区の土地改良事業計画の変更に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八十六条の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年四月二十一日

三戸地方農林水産事務所長 奈良岡 修

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十六年四月二十二日から同年五月二十五日まで

三 縦覧の場所

南郷村役場

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十六年四月二十一日

北地方農林水産事務所長 斉藤 剛

地区名	津軽北部十三湖	かんがい排水事業	平成二五・三三
地区名	芦ヶ沢	一般農道整備事業	〃
地区名	金山	〃	〃

弘前県土整備事務所告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、弘前県土整備事務所及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年四月二十一日

弘前県土整備事務所長 葛西 憲之

位 置	延 長	幅 員	指定年月日
-----	-----	-----	-------

黒石市松原八七の四

一〇〇・六二メートル

六・〇〇メートル

平成
一六・四・九

公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年四月二十一日

青森県警察本部長 竹 内 直 人

- 一 物品等の名称及び数量
運転免許証更新時講習資料 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十六年三月二十六日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
財団法人全日本交通安全協会
東京都千代田区九段南四丁目八の一三
- 六 契約金額
一式当たり 二百四十二円五十五銭
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年四月二十一日

青森県警察本部長 竹 内 直 人

- 一 物品等の名称及び数量
運転免許証作成機用消耗品 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十六年三月二十六日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
コニカミノルタアイディーシステム株式会社
東京都新宿区新宿四丁目三の一七
- 六 契約金額
一式当たり 六十七万八千二百六円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号及び第二号

雑

報

都市計画対象事業に係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項の規定より、都市計画道路下田六戸線・上北天間林線環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十六条の規定に基づき、次のとおり公告し、当該準備書を縦覧に供する。

なお、当該準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

また、同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十七条第二項の規定に基づき、当該準備書の説明会を開催するので、併せて公告する。

平成十六年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画決定権者の名称

青森県（代表者 青森県知事 三村 申吾）

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

1 名称 都市計画道路 下田六戸線・上北天間林線

2 種類 一般国道の改築

3 規模 四車線 延長約二十六キロメートル

三 都市計画対象事業が実施されるべき区域

1 起点 上北郡下田町

2 終点 上北郡天間林村

3 通過市町村 十和田市、六戸町、上北町、下田町及び天間林村

四 関係地域の範囲

十和田市、三沢市、七戸町、六戸町、上北町、東北町、下田町及び天間林村

五 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

1 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、十和田市建設部都市整備建築課、三沢市建設部都市整備課、七戸町建設課、六戸町企画財政課、上北町企画課、東北町企画課、下田町建設課及び天間林村企画室

2 縦覧の期間

平成十六年四月二十一日（水）から平成十六年五月二十一日（金）まで（ただ

し、日曜日、土曜日及び休日を除く。）

3 縦覧の時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

六 意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、都市計画決定権者に対して意見を書面により提出することができる。

七 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

1 提出期限

平成十六年六月四日（金）

2 提出先

青森県県土整備部都市計画課
〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目の一
FAX 〇一七 七三四 八一九六

3 意見書の提出に必要な事項

意見書の提出は、縦覧場所に備付けの所定の用紙又は任意のものとし、意見書には次に掲げる事項を記載すること。

(一) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(二) 意見書の提出の対象である準備書の名称

(三) 準備書についての環境の保全の見地からの意見を日本語により、意見の理由を含めて記載すること。

八 説明会の開催を予定する日時及び場所

1 平成十六年五月十三日（木）午前十時三十分

上北郡下田町字中下田一三五の二 下田町役場 二階大会議室

2 平成十六年五月十三日（木）午後一時

上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地六〇 六戸町役場 一階別館会議室

3 平成十六年五月十四日（金）午前十時三十分

十和田市西十三番町一の一 十和田市中央公民館 大ホール

4 平成十六年五月十四日（金）午後一時

上北郡上北町中央南四丁目三二の四八四 上北町役場 三階大会議室

5 平成十六年五月十四日（金）午後三時

上北郡上北町中央南四丁目三二の四八四 上北町役場 三階大会議室

上北郡天間林村大字天間館字森ノ上二二〇 天間林村中央公民館 二階研修室

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭